



法文第109号

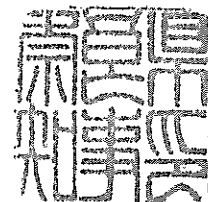
令和5年5月30日

公益社団法人樫原経済倶楽部

会長 佐藤 進 様

奈良県知事

山下 真



勸告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第28条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勸告します。

記

1 勸告年月日

令和5年5月30日

2 勸告の内容

貴法人において、以下の措置を講じること。

- (1) 役員（理事及び監事）の多くが樫原商工会議所の役員（会頭、副会頭、専務理事、常議員及び監事）を兼職し、公益法人認定法第5条第1項第11号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）第5条第1項第1号の規定（以下「役員の3分の1規定」という。）に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと、役員の3分の1規定に違反している事実を認識した後も公益法人認定法第59条第2項において読み替えて準用する公益法人認定法第27条第1項の規定に基づく立入検査の際に不正確な内容の兼職届（役員就任予定者の兼職状況が確認できる書類のことをいう。）を提示していたこと並びに役員の3分の1規定に違反している事実を認識した後も役員の3分の1規定に適合しているものとして公益法人認定法第13条第1項第4号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第11条第2項第1号に規定する役員の変更の届出を提出していたこと（以下「役員の3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等」という。）

について、外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し事実関係を再調査の上、当該委員会の意見を踏まえ、下記①及び②を含め徹底した原因究明を行うとともに、再発防止策を策定すること。

- ① 役員の3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等について、その責任の所在を明確にすること。
- ② ①により、役員の3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等について責任を有するとされた者に対して、その責任の所在に応じた適切な措置を講ずること。その際、理事会においても、十分な検討を行うこと。

(2) 下記①から⑥までを含め、公益法人としてのガバナンスの確保に取り組むこと。

- ① 役員の職務権限規程を整備するなど、業務執行における意思決定プロセスの明確化を図るとともに、理事が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第64条及び民法（明治29年法律第89号）第644条の規定による善管注意義務、法人法第83条の規定による忠実義務等の法律上の義務を適正に果たすことができる体制や仕組みを構築すること。
- ② 役員の職務権限規程や監査規程を整備したり、専門的な知見を有する監査補助者を設置するなど、監事が上記①の善管注意義務、忠実義務等の法律上の義務を適正に果たすとともに、法人法第99条第1項の規定による理事の職務執行の監査等の法律上の権限を適正に行使することができる体制や仕組みを構築すること。
- ③ 役員の職務権限規程を整備するなど、業務執行における意思決定プロセスの明確化を図るとともに、理事会が法人法第90条第2項第2号の規定による理事の職務執行の監督等の法律上の権限を適正に行使することができる体制や仕組みを構築すること。
- ④ コンプライアンス規程を整備したり、役員及び職員（以下「役職員」という。）に対するコンプライアンス研修を実施するなど、役職員における法令遵守を徹底すること。
- ⑤ 事務局の事務執行を適正に監督できる体制を構築すること。なお、その際には、外部人材の登用や事務局に常駐する理事（常勤理事）の設置等も検討されたい。
- ⑥ 事務決裁規程を整備するなど、事務局における事務執行の適正化を図ること。

(3) 令和5年8月31日（木）までに、上記（1）及び（2）について必要な措置を講じた上で、その内容を報告すること。

なお、報告に当たっては、理事会で検討し、機関決定の上、当該理事会の議事録を添付すること。



### 3 理由

奈良県公益認定等審議会から奈良県知事宛て「勧告書」（令和5年5月23日付け第14号）の3に記載のとおり、貴法人においては、役員及び理事会が法人法及び民法に規定されている義務を履行せず、公益法人としてのガバナンスが適正に機能していないと言えることから、公益法人認定法第29条第2項第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため。

### 4 勧告に係る措置状況報告書の提出等

上記2（3）の報告に当たっては、講じた措置の内容を別紙報告様式「勧告に係る措置状況報告書」により、奈良県総務部法務文書課に提出すること。

なお、正当な理由なく、この勧告に係る措置をとらなかったときは、公益法人認定法第28条第3項により、勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発出することがあり得ます。

### 5 報告期限

上記2（3）に記載の期限（令和5年8月31日（木）まで）

#### <本件担当者>

奈良県 総務部 法務文書課 公益法人係 杉村、石河  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
TEL 0742-27-8329 FAX 0742-26-0457

【参考：関係法令】

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

（公益認定の基準）

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

（1）～（10） 略

（11） 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

（12）～（18） 略

（変更の届出）

第13条 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（1）～（3） 略

（4） 前3号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

2 略

（報告及び検査）

第27条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2及び3 略

（勧告、命令等）

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第1項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その



旨を公示しなければならない。

## 5 略

(公益認定の取消し)

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- (1) 第6条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により公益認定、第11条第1項の変更の認定又は第25条第1項の認可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく、前条第3項の規定による命令に従わないとき。
- (4) 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- (2) 前節の規定を遵守していないとき。
- (3) 前2号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分違反したとき。

## 3～7 略

(委員会による勧告等)

第46条 委員会は、前条第1項若しくは第2項の場合又は第59条第1項の規定に基づき第27条第1項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第29条第1項第2号若しくは第3号又は第2項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第28条第1項の勧告若しくは同条第3項の規定による命令又は第29条第1項若しくは第2項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。

2 委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。

## 3 略

(合議制の機関による勧告等)

第54条 第46条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項若しくは第2項」とあるのは「第53条第2項において準用する前条第1項若しくは第2項」と、「第59条第1項」とあるのは「第59条第2項」と、同項及び同条第3項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(権限の委任等)

第59条 略

2 行政庁が都道府県知事である場合には、第27条第1項中「行政庁」とあるのは「第50条第1項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさど

る職員」とする。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）

（他の同一の団体において相互に密接な関係にある者）

第5条 法第5条第11号の政令で定める相互に密接な関係にある者は、次に掲げる者とする。

(1) 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

(2) 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。第8条第1号において同じ。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）



○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）

（変更の届出）

第11条 法第13条第1項の規定による変更の届出をしようとする公益法人は、様式第3号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 法第13条第1項第4号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 理事等（代表者を除く。）又は会計監査人の氏名若しくは名称

(2) 及び(3) 略

3 第1項の届出書には、法第7条第2項各号に掲げる書類のうち、変更に係るものを添付しなければならない。

（公表の方法）

第53条 法第28条第2項、第44条第1項（法第52条並びに整備法第134条及び第139条において準用する場合を含む。）及び第46条第2項（法第54条において準用する場合を含む。）の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行

うものとする。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

（一般社団法人と役員等との関係）

第64条 一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

（忠実義務）

第83条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

（理事会の権限等）

第90条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

3～5 略

（監事の権限）

第99条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2～4 略

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

（公益社団法人又は公益財団法人への移行）

第44条 公益法人認定法第2条第4号に規定する公益目的事業（以下この節において単に「公益目的事業」という。）を行う特例社団法人又は特例財団法人は、施行日から起算して5年を経過する日までの期間（以下この節において「移行期間」という。）内に、第四款の定めるところにより、行政庁の認定を受け、それぞれ公益法人認定法の規定による公益社団法人又は公益財団法人となることができる。

○民法（明治29年法律第89号）

（受任者の注意義務）

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。





(別紙報告様式)

法人コード	
法人名	

[法人文書番号]

令和 年 月 日

奈良県知事  
山下 真 様

法人の名称  
代表者の職・氏名

勧告に係る措置状況報告書

令和5年5月30日付け法文第109号をもって勧告を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、報告します。

担 当 者	
氏 名	
電話番号	
電子メールアドレス	



(別紙)

法人コード	
法人名	

勧告に係る措置状況

(勧告事項)

(勧告事項に係る措置状況)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
- 2 各項目の報告内容は、具体的に記載してください。
- 3 報告内容を補足する資料等を別に添付しても差し支えありません。

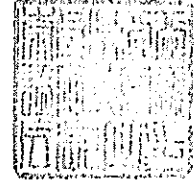




第 14 号  
令和5年5月23日

奈良県知事 山下 真 殿

奈良県公益認定等審議会  
会長 吉岡 祥充



### 勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第54条において読み替えて準用する公益法人認定法第46条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

#### 記

#### 1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A001263
- (2) 法人の名称：公益社団法人橿原経済倶楽部
- (3) 代表者の氏名：佐藤 進
- (4) 主たる事務所の所在場所：奈良県橿原市久米町652番地の2

#### 2 勧告の内容

公益社団法人橿原経済倶楽部（以下「当該法人」という。）については、下記3に記載するとおり、公益法人認定法第29条第2項第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由が認められる。

したがって、以下の措置を講じるよう、当該法人に対し、公益法人認定法第28条第1項の規定による勧告をすること。

- (1) 当該法人において、役員（理事及び監事）の多くが橿原商工会議所の役員（会頭、副会頭、専務理事、常議員及び監事）を兼職し、公益法人認定法第5条第1項第1号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）第5条第1項第1号の規定（以下「役員3分の1規定」という。）に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと、役員3分の1規定に違反している事実を認識した後も公益法人認定法第59条第2項において読み替えて準

用する公益法人認定法第27条第1項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）の際に不正確な内容の兼職届（役員就任予定者の兼職状況が確認できる書類のことをいう。以下同じ。）を提示していたこと並びに役員の3分の1規定に違反している事実を認識した後も役員の3分の1規定に適合しているものとして公益法人認定法第13条第1項第4号及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第11条第2項第1号に規定する役員の変更の届出（以下「変更届」という。）を行政庁に提出していたこと（以下「役員の3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等」という。）について、外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し事実関係を再調査の上、当該委員会の意見を踏まえ、下記①及び②を含め徹底した原因究明を行うとともに、再発防止策を策定すること。

- ① 役員の3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等について、その責任の所在を明確にすること。
- ② ①により、役員の3分の1規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと等について責任を有するとされた者に対して、その責任の所在に応じた適切な措置を講ずること。その際、理事会においても、十分な検討を行うこと。

(2) 下記①から⑥までを含め、公益法人としてのガバナンスの確保に取り組むこと。

- ① 役員の職務権限規程を整備するなど、業務執行における意思決定プロセスの明確化を図るとともに、理事が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第64条及び民法（明治29年法律第89号）第644条の規定による善管注意義務、法人法第83条の規定による忠実義務等の法律上の義務を適正に果たすことができる体制や仕組みを構築すること。
- ② 役員の職務権限規程や監査規程を整備したり、専門的な知見を有する監査補助者を設置するなど、監事が上記①の善管注意義務、忠実義務等の法律上の義務を適正に果たすとともに、法人法第99条第1項の規定による理事の職務執行の監査等の法律上の権限を適正に行使することができる体制や仕組みを構築すること。
- ③ 役員の職務権限規程を整備するなど、業務執行における意思決定プロセスの明確化を図るとともに、理事会が法人法第90条第2項第2号の規定による理事の職務執行の監督等の法律上の権限を適正に行使することができる体制や仕組みを構築すること。
- ④ コンプライアンス規程を整備したり、役員及び職員（以下「役職員」という。）に対するコンプライアンス研修を実施するなど、役職員における法令遵守を徹底すること。
- ⑤ 事務局の事務執行を適正に監督できる体制を構築すること。なお、その際には、

外部人材の登用や事務局に常駐する理事（常勤理事）の設置等も検討されたい。  
⑥ 事務決裁規程を整備するなど、事務局における事務執行の適正化を図ること。

(3) 令和5年8月31日（木）までに、上記（1）及び（2）について必要な措置を講じた上で、その内容を行政庁に報告すること。

なお、報告に当たっては、理事会で検討し、機関決定の上、当該理事会の議事録を添付すること。

### 3 理由

令和4年8月30日に当該法人に対して、立入検査を実施したところ、役員 $\frac{3}{10}$ の規定に違反していることが判明した。このことを受け、役員 $\frac{3}{10}$ の就退任に関する書類、理事会及び社員総会の議事録等の関係書類を調査するため、令和4年11月17日及び同月21日に追加の立入検査を実施し、その後、さらなる事実関係を把握するため、令和4年12月20日付け、令和5年2月6日付け、令和5年2月10日付け及び令和5年3月15日付けで公益法人認定法第59条第2項において読み替えて準用する公益法人認定法第27条第1項の規定に基づく報告要求（以下「報告要求」という。）を実施した。

その結果、以下のような事実が明らかとなった。

（判明した主な事実）

(1) 役員 $\frac{3}{10}$ の規定への長期間にわたる違反及び違反認識後の不適切な対応

① 当該法人が平成22年12月20日付けで行った一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条に規定する認定の申請（以下「移行認定申請」という。）の日以降、当該法人の役員は、役員 $\frac{3}{10}$ の規定の意味を、同一企業、国、地方公共団体の関係者が役員総数の $\frac{3}{10}$ を超えていなければいいと判断し、それらに該当しない榎原商工会議所の役員には役員 $\frac{3}{10}$ の規定が適用されないと誤認していた。

なお、誤認に至った経緯については当該法人の当時の担当職員が退職しており連絡がつかないこと等から明確にはされなかったが、移行認定申請の際、行政庁との打合せにおいて役員 $\frac{3}{10}$ の規定について特に話題に上ったり指導を受けたりした記憶や記録もないことから、役員 $\frac{3}{10}$ の規定について問題があるという認識はなかったとのことである。また、当該法人が移行認定申請の手続を依頼した行政書士も、役員 $\frac{3}{10}$ の規定の内容は説明したが、当該法人の役員と榎原商工会議所の役員の兼職状況についての認識はなかったとのことであった。

一方、行政庁が当時の記録を確認し、及び当時の職員に聞き取りを行ったところ、移行認定申請の際の当該法人との打合せにおいて、当該法人の役員と榎原商工会議所の役員の兼職状況について当該法人から説明があった事実は確認できず、行政庁は、当時、当該法人が役員の3分の1規定の要件を充足していないことを知り得なかったと推察される。

- ② 移行認定申請の際、当該法人は、役員の3分の1規定に適合していないにもかかわらず、当該規定に適合していることを確認した旨の書類（以下「確認書」という。）を添付の上、移行認定申請に係る書類（以下「申請書類」という。）を行政庁に提出していた。
- ③ 移行認定申請の際、当該法人は、公益社団法人へ移行すること及びそのために定款を変更することについては理事会及び社員総会で決議を取っていたが、申請書類における一つ一つの文書についての意思決定は行っていなかった。
- ④ 当該法人においては、公益社団法人に移行した平成23年4月1日から令和5年2月9日までの長期間にわたり、役員の3分の1規定に違反した状態が継続していた。
- ⑤ 当該法人の会長（代表理事）、副会長、事務局長らは、平成29年2月23日の立入検査において役員の兼職状況の書面（兼職届）での確認を指導された後に開催した平成29年3月の正副会長会議（会長（代表理事）、副会長、事務局長らで構成。以下同じ。）の際には、役員の3分の1規定に違反している可能性を認識した。また、平成31年3月の正副会長会議の際には、会長（代表理事）の命により事務局長が榎原商工会議所役員との兼職状況の一覧表を作成し、これにより当該規定に違反していることを正確に認識した。それにもかかわらず、速やかに、当該規定に違反していることを行政庁に報告せず、また、当該法人の理事会に報告し違反状態の是正に着手することを行わなかった。なお、正副会長会議に出席していた会長（代表理事）、副会長及び事務局長は、平成29年3月当時と平成31年3月当時でそれぞれ同じ人物であり、当時の会長（代表理事）は、移行認定申請時から令和元年6月まで会長（代表理事）を務め、会長（代表理事）を退任後も現在に至るまで理事兼顧問として法人運営に関与している。
- ⑥ 当該法人の事務局が役員就任予定者から取得した兼職届の大半は、榎原商工会議所役員と兼職している者であっても、そのことが記載されておらず、内容が不正確であった。
- ⑦ 当該法人の事務局は、兼職届の内容が正しいかどうかの確認を行っていなかった。
- ⑧ 令和2年2月13日及び令和4年8月30日の立入検査の際、当該立入検査に対応した当該法人の事務局長は、役員の3分の1規定に違反しているこ



とを正確に認識していたにもかかわらず、検査員に対して、そのことを告げず、また、不正確な内容の兼職届を提示していた。

- ⑨ 変更届の際、当該法人は、役員<sup>※</sup>の3分の1規定に適合していないにもかかわらず、確認書を添付の上、変更届に係る書類（以下「届出書類」という。）を行政庁に提出していた。とりわけ、令和元年7月16日付け及び令和3年7月21日付けの変更届については、提出時点で役員<sup>※</sup>の3分の1規定に違反していることを正確に認識していたにもかかわらず、確認書を添付の上、届出書類を提出していた。
- ⑩ 変更届の際、届出書類については、当該法人の事務局で書類を準備し提出しており、提出に当たり法人としての意思決定は行っていなかった。

## (2) 法人運営上の問題点

- ① 当該法人は、法人運営に関する内部規程として、理事会運営規程及び事務決裁規程を整備していない。
- ② 令和4年12月23日に当該法人が開催した理事会の議事録には、当該理事会の議案の一つである榎原市長の退席を求める動議に関することが記載されていない。

## (3) その他

- ① 当該法人は、報告要求に対する報告書を作成するに当たり、公益認定法検討委員会（後にコンプライアンス委員会に改組）を設置し、当該委員会が報告すべき内容について調査を行ったが、当該委員会は、調査した内容についての報告書を作成していない。
- ② 当該法人のコンプライアンス委員会の委員長（公益認定法検討委員会においては、委員）には、業務遂行に責任のある立場にある当該法人の理事兼顧問であり、かつ、移行認定申請当時から令和元年6月まで当該法人の会長（代表理事）を務めていた者が就任している。
- ③ 令和5年1月19日に当該法人が開催した理事会における第1号議案（奈良県公益認定等審議会への運営組織及び事業活動の状況に関する報告書の提出の件）については、報告書の内容が再度の報告要求でさらなる確認が必要なものであったにもかかわらず、当該理事会の議事録を見る限り、役員は質問すら行わず、役員<sup>※</sup>の誰からも特に意見は出ることなく承認可決されている。

上記の判明した主な事実（1）①から③までより、当該法人が役員<sup>※</sup>の3分の1規定への違反を公益法人への移行認定申請の際に認識していたとは認定できず、公益法人認定法第29条第1項第2号の偽りその他不正の手段により公益認定を受けたもの

とまでは言えない。

しかし、上記(1)④から⑩までの事実によれば、平成29年3月当時及び平成31年3月当時の会長(代表理事)、副会長、事務局長らは、平成29年3月には役員3分の1規定に違反している可能性を認識し、さらに、平成31年3月には違反を確定的に認識したにもかかわらず、速やかに、その事実を行政庁に報告せず、また、当該法人の理事会に報告し違反状態の是正にも着手しなかったのであり、当該法人において、法人運営上の問題点に対する自浄作用が適正に働いていないことは看過できない問題である。

そして、上記(1)⑧の立入検査並びに⑨及び⑩の変更届における法人側の対応は適正とは言えず、公益法人に求められる適正な業務遂行が著しく損なわれていると言わざるを得ない。

さらに、当該法人においては、法人運営に関する内部規程として事務決裁規程が整備されていないことが、移行認定申請や変更届の際に法人としての意思決定が行われていなかったことの原因の一つと考えられ、また、上記(3)より、以下のことが言える。

- ・ 当該法人の公益認定法検討委員会は、調査した内容についての報告書を作成していないことから、当該委員会が具体的にどのような調査を行ったのかが不明確である。
- ・ 当該法人のコンプライアンス委員会の委員長には、当該法人の理事兼顧問であり、かつ、移行認定申請当時から令和元年6月まで当該法人の会長(代表理事)を務めていた者が就任していることから、公正中立なる外部の第三者による十分な調査が行われたとは認め難い。
- ・ 令和5年1月19日に当該法人が開催した理事会における第1号議案については、役員は質問すら行わず、役員の誰からも特に意見は出ることなく承認可決されていることから、少なくとも令和5年1月19日の理事会の時点では、長期間にわたり役員3分の1規定に違反していたことの重大さを役員一人一人が十分に認識していたとは言い難い。

以上の内容を踏まえると、当該法人においては、役員及び理事会が法人法及び民法に規定されている義務を履行せず、公益法人としてのガバナンスが適正に機能していないと言えることから、公益法人認定法第29条第2項第3号に該当すると疑うに足る相当な理由があるものとして、当該法人に対して、公益法人認定法第28条第1項の規定に基づき、上記2に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。

なお、既に当該法人からは、役員3分の1規定に違反する状況が解消されたとの報告が令和5年4月7日付けでなされている。このことは、当然のことであるものの、

